

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援 等）

当社は、取引先の業務課題を共同で整理し、要件定義から実装・運用まで一貫して支援します。取引先・協力会社との役割分担を明確化し、共同提案・共同受注を通じて、新規顧客開拓や付加価値の高いサービス提供を推進します。

- b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

当社は、業務のデジタル化・標準化を支援し、データの一元管理・可視化・利活用により意思決定の高度化と業務効率化を図ります。あわせて、取引先の情報セキュリティ対策（アクセス権限管理、運用ルール整備等）を支援し、安全な IT 活用環境の整備に取り組みます。

- c. 専門人材マッチング

当社は、プロジェクトの内容・必要スキル・稼働条件を明確化した上で、協力会社や専門人材との適正なマッチングを行い、品質確保と安定的な提供体制の構築に取り組みます。参画後も、業務範囲・成果物・評価基準を明確にし、継続的な改善を通じて生産性向上に寄与します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。当社は、仕様・納期・検収・支払条件等を事前に明確化し、変更が生じた場合は費用・納期への影響を協議の上で合意します。

3. その他（任意記載）

当社は取引条件（仕様・納期・検収・支払条件等）を事前に明確化し、合理的根拠に基づく価格協議を行います。仕様変更や追加対応が生じる場合は、影響（費用・納期）を協議の上で決定します。支払条件の適正化に努め、パートナー企業と共存共栄の関係構築を推進します。

2026年1月26日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

クレバー株式会社

企 業 名

代表取締役社長 吉野湊

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。